

第5章

教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、提供区域を設定することになります。提供区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路等の社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望のほか、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して定めることとされています。

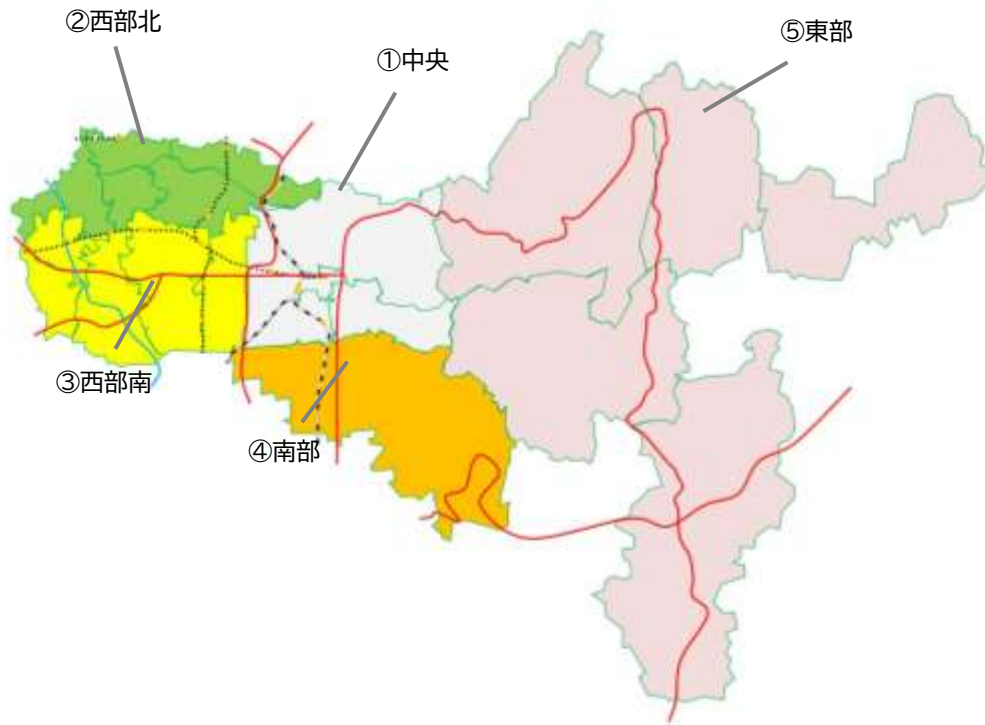
本市では教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況や実施状況も踏まえながら、提供区域を設定しています。

(1) 教育・保育における提供区域

教育・保育における提供区域の設定においては、第一期計画、第二期計画において、「奈良市総合計画」における7つのゾーンを勘案したうえで21の中学校区の組み合わせである5つの区域を設定しています。本計画においても、これまでの考え方を踏襲し、5区域において、教育・保育サービスの提供を実施していきます。

なお、この教育・保育提供区域は、教育・保育に係る需要と供給のバランスを判断するための一つの目安として設定するものであり、利用者の利用範囲を制限するものではありません。また、本市の子ども・子育て支援に係る施策・計画の実施を制限するものでもありません。

本計画における教育・保育提供区域（5区域）



区域	区域名	構成する中学校区	(参考) 奈良市総合計画における地域別土地利用のゾーン
①	中央	春日、三笠、若草、飛鳥	中央市街地ゾーン
②	西部北	登美ヶ丘、ならやま、二名、平城、登美ヶ丘北、平城東	中部ゾーン 西北部ゾーン
③	西部南	伏見、富雄、京西、富雄南、都跡、富雄第三	西北部ゾーン
④	南部	都南	南部ゾーン
⑤	東部	田原、興東館柳生、月ヶ瀬、都祁	東部ゾーン、月ヶ瀬ゾーン 都祁ゾーン

(令和7年3月時点)

(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業の内容や性質等に応じて、次のように区域を設定します。

① 教育・保育における提供区域に準じる事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の4事業については、教育・保育の利用実態と関連があることから、教育・保育における提供区域と同一の区域とします。

事業	提供区域
時間外保育事業（延長保育事業）	教育・保育における提供区域に準じる
放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	
地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）	
一時預かり事業 （幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり・保育所等の一時預かり）	

② 市全域を提供区域とする事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の15事業については、事業の性質や不定期かつ広域的な利用が想定されることから、市全域を提供区域とします。なお、事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮することとします。

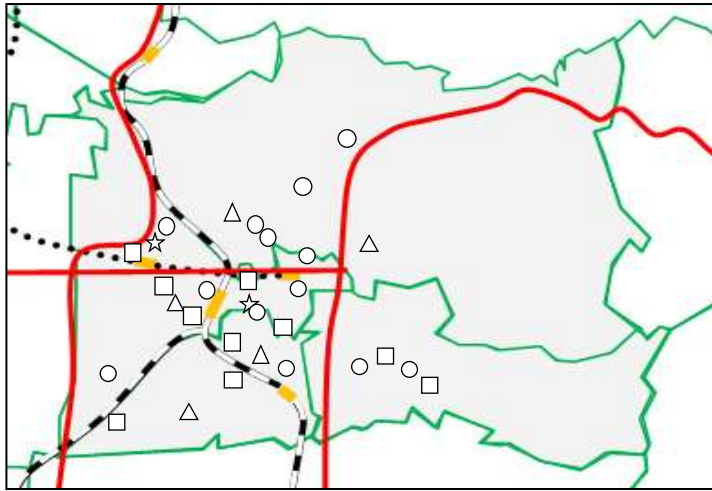
事業	提供区域
利用者支援事業	市全域
子育て短期支援事業（ショートステイ等）	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
病児・病後児保育事業	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
妊婦健康診査事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
子育て世帯訪問支援事業	
児童育成支援拠点事業	
親子関係形成支援事業	
妊婦等包括相談支援事業	
産後ケア事業	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	

(3) 提供区域ごとの施設・事業の実施状況

① 中央

ア 教育・保育施設

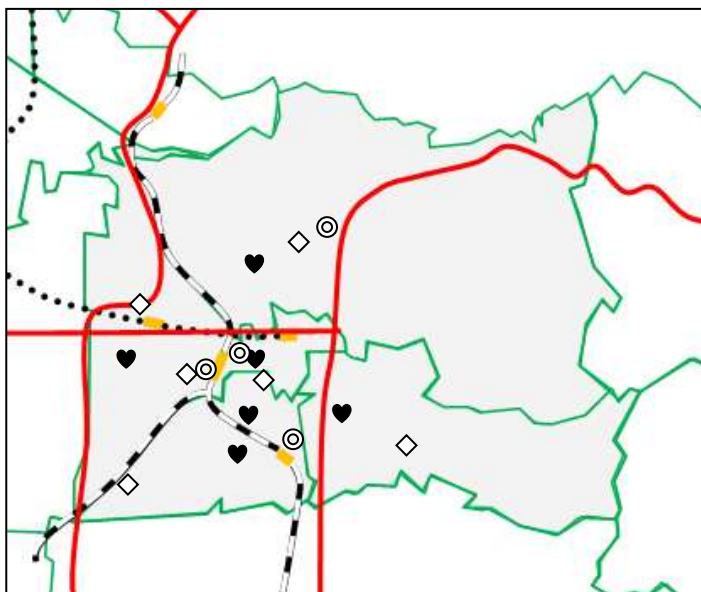
中央では、幼稚園が5園、保育所が10園、認定こども園が13園、地域型保育事業所が2園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

中央では、子育て広場が4箇所（児童館2箇所含む）、子育てスポット6箇所、保育所等での一時預かりが6箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が12箇所設置されています。

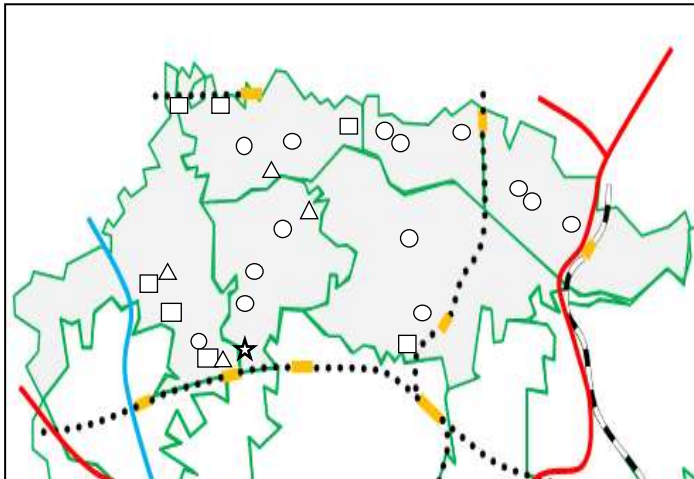


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

② 西部北

ア 教育・保育施設

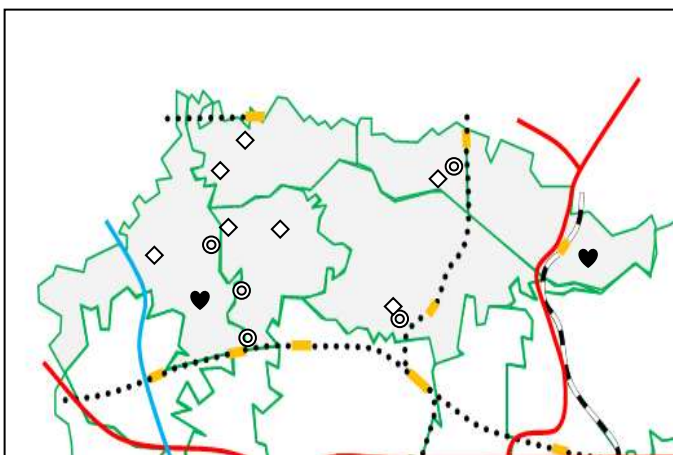
西部北では、幼稚園が4園、保育所（保育所分園を含む）が7園、認定こども園が14園、地域型保育事業所が1園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

西部北では、子育て広場が5箇所、子育てスポット2箇所、保育所等での一時預かりが7箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が12箇所設置されています。

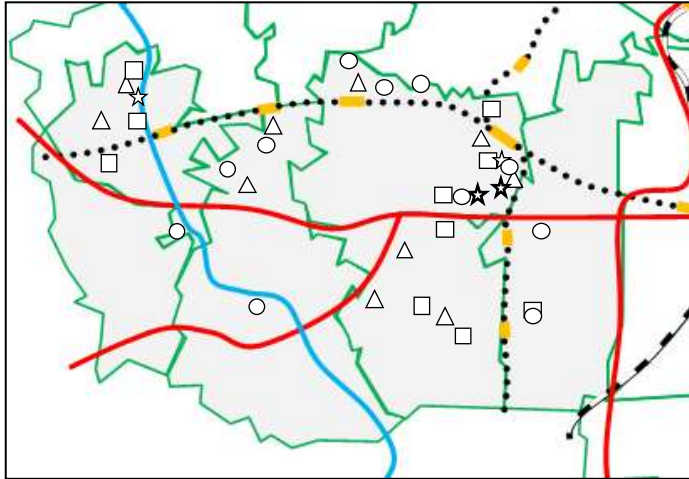


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

③ 西部南

ア 教育・保育施設

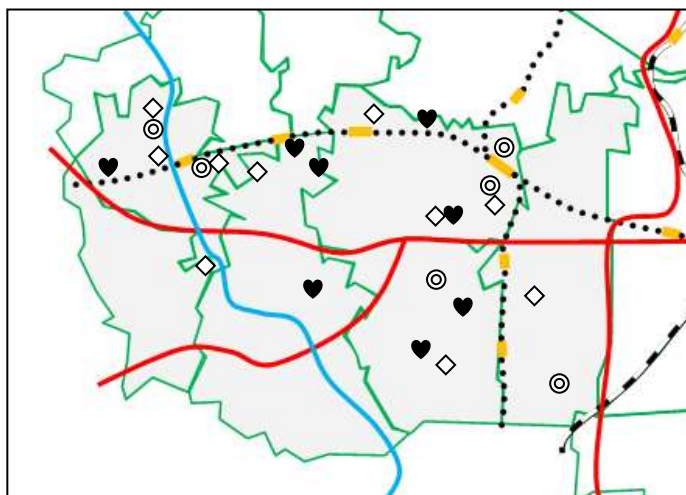
西部南では、幼稚園が10園、保育所（保育所分園を含む）が10園、認定こども園が11園、地域型保育事業所が4園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

西部南では、子育て広場が6箇所、子育てスポット8箇所、保育所等での一時預かりが10箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が14箇所設置されています。

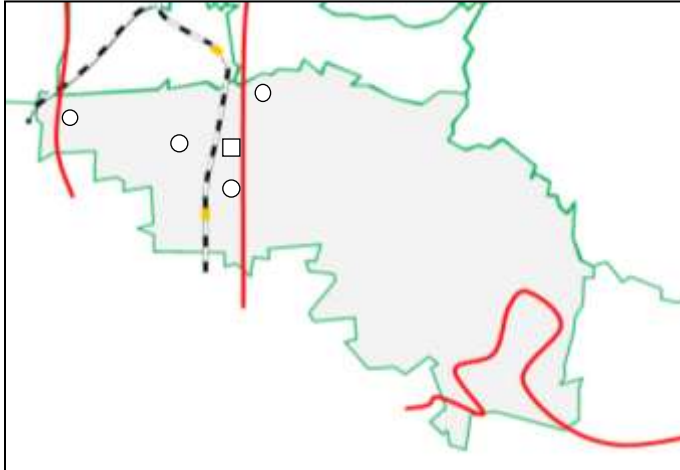


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

④ 南部

ア 教育・保育施設

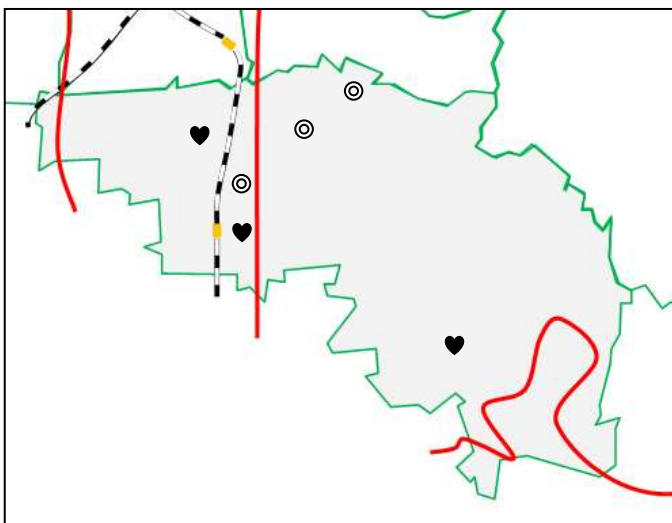
南部では、保育所が1園、認定こども園が4園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

南部では、子育て広場が3箇所（児童館2箇所含む）、子育てスポットが3箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が4箇所設置されており、保育所等での一時預かりは設置されておられません。

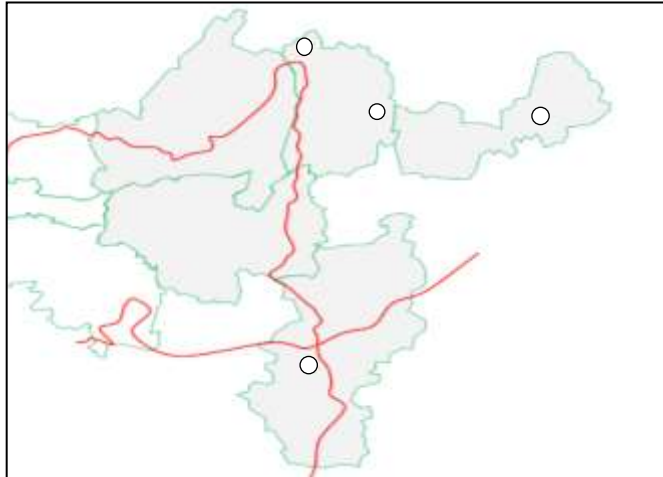


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

⑤ 東部

ア 教育・保育施設

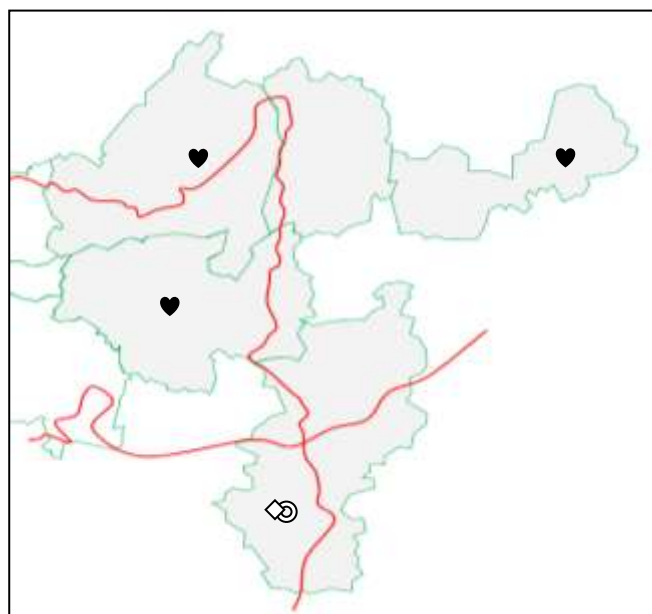
東部では、認定こども園が4園設置されています。(1園休園中)



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

東部では、子育て広場が1箇所、子育てスポットが3箇所、保育所等での一時預かりが1箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が5箇所設置されています。



印	事業名
☉	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画の対象となる、0歳から17歳までの子どもの人口を令和2年から令和6年の4月1日時点の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法（※）により推計しました。

0歳から17歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが予測されます。

（単位：人）

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697
1歳	1,876	1,920	1,876	1,839	1,811
2歳	2,037	1,913	1,956	1,912	1,874
3歳	2,255	2,079	1,951	1,995	1,951
4歳	2,203	2,283	2,104	1,974	2,019
5歳	2,406	2,226	2,305	2,124	1,992
6歳	2,473	2,450	2,268	2,349	2,163
7歳	2,555	2,491	2,467	2,285	2,366
8歳	2,666	2,571	2,506	2,482	2,299
9歳	2,784	2,685	2,588	2,524	2,500
10歳	2,783	2,802	2,702	2,605	2,540
11歳	2,799	2,793	2,813	2,712	2,615
12歳	2,939	2,827	2,822	2,842	2,738
13歳	2,917	2,961	2,848	2,841	2,863
14歳	2,932	2,919	2,962	2,849	2,841
15歳	2,995	2,934	2,921	2,964	2,852
16歳	2,900	3,010	2,952	2,932	2,981
17歳	3,095	2,897	3,007	2,948	2,930

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

表の見方について

(単位：人)

※1			令和7年度					
			1号認定	2号認定		3号認定		
				教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
※2	児童数(推計)		6,864		2,037	1,876	1,830	
※2	量の見込み(A)		2,346	478	3,864	1,186	1,066	586
確保方策								
※3	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2,770	4,205	1,213	1,063	762	
	確認を受けない幼保施設	上記以外の幼稚園、企業主導型保育事業所等	1,516	55	48	42	35	
	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	/	/	52	49	32	
※4	確保方策合計(B)		4,286	4,260	1,313	1,154	829	
※4	不足(B) - (A) ※		0	0	0	0	0	

- ※1 認定区分に応じて、量の見込み等を設定しています。
 1号認定…3歳以上で、幼稚園や認定こども園を希望する子ども
 2号認定…3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた子ども
 ・教育希望が強い：幼稚園を希望
 ・左記以外：保育所、認定こども園を希望
 3号認定…3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた子ども
 (保育所や認定こども園、地域型保育事業等を希望)

※2 量の見込み…認定区分ごとのニーズ量を示しています。

- ※3 確保方策…ニーズ量に対応する方策について、施設の種類ごとに利用定員を設定しています。
 特定教育・保育施設…幼稚園、保育所、認定こども園
 確認を受けない幼保施設…国立幼稚園と新制度に移行しない私立幼稚園、国立認定こども園、企業主導型保育事業所等
 特定地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等

※4 ニーズ量に対応できる体制が整っていない場合に「▲」を付けています。
 ニーズ量を満たす場合は、「0」で記載しています。

(市全域)

【 令和7年度 】

(単位：人)

		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		6,864			2,037	1,876	1,830
量の見込み（A）		2,346	478	3,864	1,186	1,066	586
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,770	4,205	1,213	1,063	762	
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516	55	48	42	35	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等			52	49	32	
確保方策合計（B）		4,286	4,260	1,313	1,154	829	
不足（B）－（A）		0	0	0	0	0	

【 令和8年度 】

(単位：人)

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		6,588			1,913	1,920	1,789
量の見込み（A）		2,239	485	3,755	1,135	1,106	587
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,704	4,220	1,219	1,069	765	
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516	55	48	48	41	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等			52	49	32	
確保方策合計（B）		4,220	4,275	1,319	1,166	838	
不足（B）－（A）		0	0	0	0	0	

【 令和9年度 】

(単位：人)

		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		6,360			1,956	1,876	1,754
量の見込み（A）		2,144	493	3,653	1,182	1,096	590
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,669		4,223	1,220	1,070	765
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主 導型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等	/		/	52	49	32
確保方策合計（B）		4,185		4,278	1,320	1,167	838
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和10年度 】

(単位：人)

		令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		6,093			1,912	1,839	1,726
量の見込み（A）		2,037	496	3,514	1,177	1,089	594
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,634		4,223	1,223	1,073	768
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主 導型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等	/		/	52	49	32
確保方策合計（B）		4,150		4,278	1,323	1,170	841
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和11年度 】

(単位：人)

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		5,962			1,874	1,811	1,697
量の見込み（A）		1,977	507	3,456	1,169	1,085	593
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,634	4,223	1,223	1,073	768	
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516	55	48	48	41	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等			52	49	32	
確保方策合計（B）		4,150	4,278	1,323	1,170	841	
不足（B）－（A）		0	0	0	0	0	

(提供区域別)

①中央

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		542	110	1,182	366	319	183	506	106	1,111	346	331	183
確保方策	特定教育・保育施設	797		1,336	401	342	232	731		1,351	401	342	232
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	28	23	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8				15	15	8
確保方策合計(B)		1,051		1,368	451	385	263	985		1,383	451	391	269
不足(B) - (A)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		484	105	1,070	358	325	184	462	104	1,027	350	320	185
確保方策	特定教育・保育施設	696		1,354	402	343	232	661		1,354	405	346	235
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	34	29	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8				15	15	8
確保方策合計(B)		950		1,386	452	392	269	915		1,386	455	395	272
不足(B) - (A)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		451	105	1,010	342	316	186
確保方策	特定教育・保育施設	661		1,354	405	346	235
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8
確保方策合計(B)		915		1,386	455	395	272
不足(B) - (A)		0		0	0	0	0

②西部北

(単位：人)

	令和7年度						令和8年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み (A)	750	138	1,075	327	322	175	724	141	1,040	330	328	177	
確保方策	特定教育・保育施設	863		1,148	325	288	198	863		1,148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3				8	8	3
確保方策合計 (B)	1,314		1,155	338	301	208	1,314		1,155	338	301	208	
不足 (B) - (A)	0		0	0	▲21	0	0		0	0	▲27	0	

	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み (A)	705	146	1,015	347	322	180	684	149	986	352	316	183	
確保方策	特定教育・保育施設	863		1,148	325	288	198	863		1,148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3				8	8	3
確保方策合計 (B)	1,314		1,155	338	301	208	1,314		1,155	338	301	208	
不足 (B) - (A)	0		0	▲9	▲21	0	0		0	▲14	▲15	0	

	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み (A)	686	157	992	355	311	180	
確保方策	特定教育・保育施設	863		1148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3
確保方策合計 (B)	1314		1155	338	301	208	
不足 (B) - (A)	0		0	▲17	▲10	0	

③西部南

(単位：人)

	令和7年度						令和8年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み (A)	955	211	1,341	428	371	198	914	219	1,363	397	389	198	
確保方策	特定教育・保育施設	875		1,278	364	330	259	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21				29	26	21
確保方策合計 (B)	1,686		1,294	401	365	285	1,686		1,294	407	371	288	
不足 (B) - (A)	0		▲47	▲27	▲6	0	0		▲69	0	▲18	0	

	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み (A)	860	223	1,340	415	392	198	796	224	1,285	416	396	198	
確保方策	特定教育・保育施設	875		1,278	370	336	262	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21				29	26	21
確保方策合計 (B)	1,686		1,294	407	371	288	1686		1,294	407	371	288	
不足 (B) - (A)	0		▲46	▲8	▲21	0	0		0	▲9	▲25	0	

	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み (A)	741	225	1,241	415	400	199	
確保方策	特定教育・保育施設	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21
確保方策合計 (B)	1,686		1,294	407	371	288	
不足 (B) - (A)	0		0	▲8	▲29	0	

④南部

(単位：人)

	令和7年度						令和8年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み (A)	95	13	209	50	44	24	91	13	186	52	47	23	
確保方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業	/		/	0	0	0	/		/	0	0	0
確保方策合計 (B)	161		316	90	80	60	161		316	90	80	60	
不足 (B) - (A)	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	

	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み (A)	92	13	178	52	46	23	92	13	167	50	47	23	
確保方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業	/		/	0	0	0	/		/	0	0	0
確保方策合計 (B)	161		316	90	80	60	161		316	90	80	60	
不足 (B) - (A)	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	

	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み (A)	97	14	168	49	48	23	
確保方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業	/		/	0	0	0
確保方策合計 (B)	161		316	90	80	60	
不足 (B) - (A)	0		0	0	0	0	

⑤東部

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み (A)		4	6	57	15	10	6	4	6	55	10	11	6
確保 方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業	/		/	0	0	0	/		/	0	0	0
確保方策合計 (B)		74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
不足 (B) - (A)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み (A)		3	6	50	10	11	5	3	6	49	9	10	5
確保 方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業	/		/	0	0	0	/		/	0	0	0
確保方策合計 (B)		74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
不足 (B) - (A)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み (A)		2	6	45	8	10	5
確保 方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業	/		/	0	0	0
確保方策合計 (B)		74		127	33	23	13
不足 (B) - (A)		0		0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在までの取組では、女性の社会進出に伴う保育需要の増加・多様化に対応するため「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」及び「子育て安心プラン実施計画」に基づき、保育所等の新設や施設改修によるこども園化等の取組を進めてまいりました。また、公立園においては「奈良市幼保再編計画」に基づき、令和2年度以降は民間移管を中心とする施設の統合・再編によるこども園化等により保育認定を受けた児童の受皿確保を進めてきました。

しかし、近年ではアレルギー対応や支援が必要な子、医療的ケア児等特別な配慮を必要とするケースが増加しており、保育を取り巻く環境が多様化・複雑化しています。また、幼児教育・保育の無償化、本市の保育認定を受けるための就労要件の緩和、第二子保育料無償化等の新たな施策により保育需要は増加し、待機児童の完全解消には至っていません。

更に、ニーズ調査の結果において、現在就労していない女性の中でも就労意向のある割合も高くなっていることから、保育ニーズは今後も高まっていくことが想定されます。

一方で、本市においても全国同様に少子高齢化が進行し、上昇傾向にある保育ニーズについても将来的にはピークを迎えるものと考えられます。

そのため、需要の動向には注視しながら、量の見込みにおいて不足が見込まれる地域、年齢区分において、ピンポイントでの対応を検討することや市立幼保再編の取組において不足が見込まれる年齢区分を重点に定員配分を検討するなど、適切な提供体制構築のために有効な確保方策を検討していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第61条では、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとその確保方策を設定することとされています。

量の見込みと確保方策を定める地域子ども・子育て支援事業は、新規事業を含め以下の19の事業となります。

No.	対象事業	掲載ページ
1	利用者支援事業	104
2	時間外保育事業（延長保育事業）	105
3	放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	107
4	子育て短期支援事業（ショートステイ等）	113
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	114
6	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	115
7	地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）	116
8	一時預かり事業 （幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり・保育所等の一時預かり）	118
9	病児・病後児保育事業	121
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	122
11	妊婦健康診査事業	123
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	123
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	124
14	子育て世帯訪問支援事業	125
15	児童育成支援拠点事業	126
16	親子関係形成支援事業	127
17	妊婦等包括相談支援事業	128
18	産後ケア事業	129
19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	130

※令和8年度からは、地域子ども・子育て支援事業ではなく、乳児等のための支援給付として実施

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

【 現状 】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
設置箇所	5	5	6	16	5
基本型	2	2	3	13	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型※	2	2	2	2	2

※奈良市では令和6年度からこども家庭センターを設置・移行済（箇所数：2→1）

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19	19	19	19	19
確保方策	19	19	19	19	19
基本型	17	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	16	16	16	16
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

子育て親子が必要な時に適切な支援や相談窓口にたどりつけるよう、身近な場所で、利用者の個別ニーズに基づいた情報提供、相談、利用支援等を実施します。また、支援が必要な家庭に対しては、専門機関との連携を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【 概要 】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

【 現状 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間利用人数 市全域	2,031	2,163	2,273	2,285	2,865
中央	735	732	791	743	929
西部北	617	705	728	760	895
西部南	679	726	754	782	1,041
南部	-	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264
確保方策	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264

(提供区域別)

(単位：人)

	中央				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	849	902	956	1,008	1,061
確保方策	849	902	956	1,008	1,061

	西部北				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	869	923	977	1,032	1,086
確保方策	869	923	977	1,032	1,086

	西部南				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	894	950	1,005	1,061	1,117
確保方策	894	950	1,005	1,061	1,117

	南部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

	東部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

【 今後の方向性 】

市内の保育所、認定こども園で延長保育を実施しており、引き続き多様化する保育ニーズに対応するため、更なる保育内容の充実、民間移管時の事業実施の促進等、事業の拡充に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

【 概要 】

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

【 現状 】

（市全域）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	1,996	3,574	3,749	3,980	4,391
1年生	558	1,037	1,167	1,136	1,198
2年生	509	887	930	1,084	1,071
3年生	406	755	702	803	957
4年生	300	484	529	495	668
5年生	153	268	287	312	316
6年生	70	143	134	150	181

（提供区域別）

（単位：人）

	中央				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	537	981	1,014	1,079	1,169
1年生	161	298	330	297	334
2年生	146	242	255	316	272
3年生	103	224	182	213	275
4年生	76	122	154	123	166
5年生	38	60	63	93	78
6年生	13	35	30	37	44

	西部北				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	495	904	1,032	1,146	1,268
1年生	124	252	334	344	336
2年生	138	242	250	318	322
3年生	104	193	191	217	284
4年生	70	130	141	142	185
5年生	34	55	87	84	91
6年生	25	32	29	41	50

	西部南				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	820	1,360	1,414	1,460	1,646
1年生	233	426	424	426	452
2年生	193	326	367	366	410
3年生	173	269	276	324	335
4年生	133	192	187	184	269
5年生	66	106	111	108	116
6年生	22	41	49	52	64

	南部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	104	181	166	184	201
1年生	30	38	56	49	61
2年生	26	53	34	61	49
3年生	20	36	32	29	45
4年生	15	22	23	25	26
5年生	7	21	10	12	9
6年生	6	11	11	8	11

	東部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	40	148	123	111	107
1年生	10	23	23	20	15
2年生	6	24	24	23	18
3年生	6	33	21	20	18
4年生	6	18	24	21	22
5年生	8	26	16	15	22
6年生	4	24	15	12	12

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984
1年生	1,363	1,317	1,235	1,296	1,241
2年生	1,061	1,226	1,231	1,154	1,243
3年生	866	872	1,046	1,050	1,011
4年生	669	615	643	771	795
5年生	382	389	372	388	478
6年生	162	199	210	201	216
確保方策	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984

(提供区域別)

(単位：人)

	中央				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,197	1,226	1,261	1,293	1,322
1年生	380	367	344	361	346
2年生	269	311	313	293	316
3年生	249	251	301	302	291
4年生	166	153	160	192	198
5年生	94	96	92	96	118
6年生	39	48	51	49	53
確保方策	1,197	1,226	1,261	1,293	1,322

	西部北				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,298	1,334	1,369	1,404	1,440
1年生	382	369	346	363	348
2年生	319	369	370	347	374
3年生	257	259	310	312	300
4年生	185	170	178	214	220
5年生	110	112	107	112	138
6年生	45	55	58	56	60
確保方策	1,298	1,334	1,369	1,404	1,440

	西部南				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,691	1,734	1,773	1,822	1,867
1年生	515	498	467	490	468
2年生	406	469	471	442	475
3年生	303	305	366	367	353
4年生	270	248	259	310	320
5年生	140	143	136	142	175
6年生	57	71	74	71	76
確保方策	1,691	1,734	1,773	1,822	1,867

	南部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	206	211	217	221	226
1年生	69	67	63	66	63
2年生	49	56	56	53	57
3年生	41	41	49	49	48
4年生	26	24	25	30	31
5年生	11	11	11	11	14
6年生	10	12	13	12	13
確保方策	206	211	217	221	226

	東部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	111	113	117	120	129
1年生	17	16	15	16	16
2年生	18	21	21	19	21
3年生	16	16	20	20	19
4年生	22	20	21	25	26
5年生	27	27	26	27	33
6年生	11	13	14	13	14
確保方策	111	113	117	120	129

【 今後の方向性 】

すべての小学校区にバンビーホームを設置して実施しています。引き続き、新・放課後子ども総合プラン及び放課後児童対策パッケージ、こども未来戦略「加速化プラン」の趣旨に沿って受入児童数の拡大に対応するとともに、以下の取組を推進します。

- ・全小学校区でバンビーホームと放課後子ども教室の「校内交流型」を実施しておりますが、これを継続します。
- ・小学校の余裕教室の活用等も図りながら、計画的に整備を進めていきます。
- ・バンビーホームの担当を引き続き教育委員会が所管することにより、連携が取りやすくなるよう情報共有を行います。
- ・特別な配慮を必要とする児童への対応等の研修を行い、適切な対応が行えるよう努めます。
- ・利用する保護者や地域の実情に合った開所時間の設定に努めます。
- ・市等が実施する研修への参加を促進し、バンビーホームの役割をさらに向上させます。
- ・市のホームページや広報紙等により、利用者や地域住民に対してバンビーホームの情報周知を検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日	122	116	324	223	300

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

【 今後の方向性 】

市内において利用可能な預かり施設が存在しないため、里親制度を活用し、市内の里親への委託を充実させる活動を継続します。合わせて奈良市要保護児童対策地域協議会との連携等により、引き続き利便性の高い制度設計を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【 概要 】

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減することで、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

【 現状 】

(単位：面接件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ面接件数	2,025	2,046	1,912	1,807	2,034

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：面接件数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697
確保方策	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697

【 今後の方向性 】

全戸訪問の実現に向け事業周知を継続し、訪問できない家庭については、来所等による面談を積極的に勧奨し、すべての乳児と保護者に会うことを目指します。

(6) 養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【 概要 】

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると認められる家庭等を訪問し、保護者の養育に関する専門的な相談、助言などを行います。保護者の養育負担を軽減し、子どもの養育が安定してできる環境を確保することを目的とします。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【 現状 】

①養育支援訪問事業

(単位：世帯数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
対象世帯数	101	97	93	122	75

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

奈良市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図っています。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：世帯数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	75	75	75	75	75
	確保方策	75	75	75	75	75
②	確保方策	各種連携会議及び研修を開催し、適切な支援を実施				

【 今後の方向性 】

①養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）後に、養育に関する専門的な相談・助言が必要な家庭に対して、今後も家庭訪問を継続して実施し、必要に応じ関係機関と連携し支援を進めていきます。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

奈良市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図りながら、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）

【 概要 】

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日 市全域	81,526	73,702	93,774	117,417	176,303
中央	26,188	22,168	22,750	32,395	53,902
西部北	26,685	24,953	29,992	36,175	73,778
西部南	18,849	16,890	31,289	38,694	28,454
南部	5,606	6,416	6,390	6,850	13,358
東部	4,198	3,275	3,353	3,303	6,811

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920
確保方策	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920

(提供区域別)

(単位：人日)

	中央				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	37,131	39,500	41,868	44,236	46,604
確保方策	37,131	39,500	41,868	44,236	46,604

	西部北				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	41,464	44,109	46,753	49,398	52,043
確保方策	41,464	44,109	46,753	49,398	52,043

	西部南				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,351	47,180	50,009	52,838	55,666
確保方策	44,351	47,180	50,009	52,838	55,666

	南部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,852	8,352	8,853	9,354	9,855
確保方策	7,852	8,352	8,853	9,354	9,855

	東部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,786	4,027	4,269	4,510	4,752
確保方策	3,786	4,027	4,269	4,510	4,752

【 今後の方向性 】

引き続き、地域の子育て支援拠点として地域に開かれた運営を行うとともに、子育て親子の交流、子育てについての講座の実施、相談・助言を通して子育て中の孤立感、負担感の解消を図ります。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり

【 概要 】

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日 市全域	96,725	106,832	105,132	115,170	136,286
中央	31,829	33,837	31,166	29,472	49,158
西部北	25,924	28,290	29,802	33,265	34,153
西部南	35,525	40,963	40,481	48,866	50,152
南部	2,738	1,919	2,198	2,266	1,362
東部	709	1,823	1,485	1,301	1,461

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170
確保方策	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170

(提供区域別)

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央	量の見込み	29,387	29,344	29,301	29,259	29,216
	確保方策	29,387	29,344	29,301	29,259	29,216
西部北	量の見込み	33,169	33,120	33,072	33,024	32,976
	確保方策	33,169	33,120	33,072	33,024	32,976
西部南	量の見込み	48,724	48,654	48,583	48,512	48,442
	確保方策	48,724	48,654	48,583	48,512	48,442
南部	量の見込み	2,259	2,256	2,253	2,250	2,246
	確保方策	2,259	2,256	2,253	2,250	2,246
東部	量の見込み	1,297	1,295	1,293	1,291	1,290
	確保方策	1,297	1,295	1,293	1,291	1,290

【 今後の方向性 】

今後も多様化する保護者のニーズに対応するため、引き続き、幼稚園及び認定こども園での在園児を対象とした一時預かりを実施し、安心して保護者が預けられる環境を整え、子育て支援の充実を図ります。

②保育所等の一時預かり

【 概要 】

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。地域子育て支援拠点においては、施設の利用経験がある乳幼児を対象に一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してきめ細かな支援を行います。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日 市全域	7,758	8,244	10,363	12,365	12,380
中央	3,709	3,445	3,673	4,056	4,684
西部北	2,239	2,513	2,755	3,133	3,374
西部南	1,771	2,275	3,924	5,141	4,311
南部	-	-	-	-	-
東部	39	11	11	35	11

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684
確保方策	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684

(提供区域別)

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央	量の見込み	4,345	4,395	4,445	4,495	4,544
	確保方策	4,345	4,395	4,445	4,495	4,544
西部北	量の見込み	3,362	3,405	3,448	3,491	3,535
	確保方策	3,362	3,405	3,448	3,491	3,535
西部南	量の見込み	5,457	5,481	5,506	5,530	5,554
	確保方策	5,457	5,481	5,506	5,530	5,554
南部	量の見込み	-	-	-	-	-
	確保方策	-	-	-	-	-
東部	量の見込み	40	43	45	48	51
	確保方策	40	43	45	48	51

【 今後の方向性 】

認可保育所における一時預かりのほか、地域子育て支援拠点での一時預かりによって、各提供区域のニーズ量に対応可能な環境の確保を継続的に図ります。

(9) 病児・病後児保育事業

【 概要 】

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日	450	1,015	1,220	1,552	1,824

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882
確保方策	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882

【 今後の方向性 】

引き続き病児保育施設3箇所及び病後児保育施設2箇所の稼働率を向上させることとともに、利用状況に注視しながら新たな施設整備の必要性について検討を行います。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となった際に、会員相互の援助活動を行います。

【 現状 】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間利用人日	4,300	4,812	5,499	4,384	9,073
就学前児童	3,129	3,307	4,200	2,722	6,435
小学生	1,171	1,505	1,299	1,662	2,638

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769
確保方策	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769

【 今後の方向性 】

引き続き、依頼会員のニーズに応じた支援を提供できるよう、援助会員の登録者数増加に向けて、積極的な広報活動、制度の周知を行い、援助（マッチング）につながる環境づくりに取り組みます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

【 現状 】

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
検診回数(延べ)	25,492	25,480	23,837	22,061	28,700

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758
確保方策	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758

【 今後の方向性 】

母子の健康保持、異常の早期発見のために医療機関等で検診を定期的に受診できるよう、国が標準と定める妊婦1人当たり14回の健診を想定し事業を継続して実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用及び日用品や文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【 今後の方向性 】

幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設等については年収360万円未満相当世帯等の副食費を免除することを踏まえ、補足給付の対象世帯の範囲やその内容について引き続き研究・検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【 概要 】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で行う下記の事業です。

- ①私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する。
- ②小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る。

【 現状 】

(単位：人月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
① 対象児童数	-	72	33	125	-
② 対象幼児数	-	137	111	125	-

【 量の見込みと確保方策 】

本事業は、国から算定方法が示されているものではなく、また市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

【 今後の方向性 】

- ①特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、受入体制の充実を図ります。
- ②地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
確保方策(延べ)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

【 今後の方向性 】

家事・育児支援を求めている世帯のニーズ量に対応可能な確保を継続的に目指します。

(15) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	20	20	20	20	20
確保方策(B)	0	20	20	20	20
差引(B) - (A)	▲20	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

対象となる児童が適切に支援につながるができるよう、こども家庭センターと連携を図ります。また、児童にとって安心して過ごすことができる場所を提供できるよう包括的な支援体制の構築を行います。

(16) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	16	16	16	16
確保方策	16	16	16	16	16

【 今後の方向性 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対して、親子間における適切な関係性の構築を図るために、事業を継続して実施します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊婦給付認定時と妊娠している子どもの人数等の届出時の計10万円相当の妊婦のための支援給付）

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
確保方策	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
こども家庭センター	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
上記以外で業務委託	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

これまでの「出産・子育て応援交付金事業」が令和7年度より本事業に移行します。妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

(18) 産後ケア事業

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後ケアを必要とする産後1年未満の母親と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 現状 】 (単位：人日)

		令和5年度
延べ 利用数	宿泊型	170
	通所型	191
	訪問型	-
	合計	361

【 量の見込みと確保方策 】 (単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	800	800	800	800	800
確保方策	800	800	800	800	800

【 今後の方向性 】

令和6年度から訪問型を開始するなど、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。また、支援が必要とする全ての方が利用できるよう、委託先の確保を継続的に図ります。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず全ての子育て世帯において、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、そして孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的として、定期的な教育・保育の利用をしていない主に0歳児～2歳児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位などで柔軟に利用できる子どもを保育所等に預けられる新たな通園給付です。

【 現状 】

令和6年8月から公立園1園において試行実施を行い、令和7年度からは民間園も含めて事業実施を行っています。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	18	18	17	17	16
	確保方策	16	29	29	29	29
1歳児	量の見込み	24	24	23	22	21
	確保方策	19	34	34	34	34
2歳児	量の見込み	25	23	23	22	21
	確保方策	19	34	34	34	34
合計	量の見込み(A)	67	65	63	61	58
	確保方策(B)	54	97	97	97	97
	差引(B)-(A)	▲13	32	34	36	39

【 今後の方向性 】

未就園児の育ちを支援し、子どもたちの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対する支援を強化するため、制度の周知や体制の整備に努めます。

また、乳児等通園支援事業の利用から地域の教育・保育施設等の利用への円滑な移行を支援するため、教育・保育施設等と連携するとともに、乳児等通園支援事業者及び教育・保育施設等に対して情報提供を行います。

なお、保育所等においては、3歳以上児と比較して、0歳、1歳の空きは多くないことや、新たな役割と責任が加わるため、今後の受入体制や園現場での実施体制を含めて慎重に検討していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の対象児童数や対象施設数は、人口推計の影響による減少がみられる事業があるものの、全体的には利用率等のニーズは増加傾向にあり、今後も引き続き事業の実施を行う必要があります。

引き続き、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、子ども・子育て支援施策の推進を図ります。